

障がい者支援施設等管理者・施設長 様  
障がい者通所サービス事業所等管理者 様

大阪府福祉部障がい福祉室長

### 高齢者施設等「スマホ検査センター」の対象拡大等について

日頃より大阪府政への御理解御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、高齢者施設等「スマホ検査センター」については、令和3年3月9日に障がい児者入所施設及び通所サービス事業所等に対象拡大を行ったところです。今般の第4波による急激な感染拡大を受け、さらに対象者を拡大し、地域生活支援事業等を含む別添1の事業所に勤務する、すべての職員を対象とすることとしましたので、ご案内いたします。

また、大型連休中（4/29～5/5）について、別添2のとおり、検査センター本部及び一部のサテライトにおいて、検査を実施しておりますので、併せてご案内します。

#### ◆高齢者施設等「スマホ検査センター」（以下「検査センター」という。）について

- ・高齢者施設等におけるクラスターの発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定的な提供を確保するため、従来のかかりつけ医や保健所（新型コロナ受診相談センター）での体制に加え、職員・入所者に少しでも症状が出た場合にスマートフォンやPCでインターネットから検査申込できる仕組みを構築し、簡易・迅速に検査を行うものです。
- ・検査センターの利用にあたっては、検査申込マニュアル及びホームページの注意事項やFAQ一覧をご確認下さい。また、お問合せは以下メールアドレスにてお願いいたします。

#### ◆大切な注意点

- ・受診が必要な場合（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合）などは、お近くのかかりつけ医にご相談ください。
- ・夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、施設等所在地や職員の住所地を管轄する保健所（新型コロナ受診相談センター）へご相談ください。

#### 【検査センターホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

#### 【検査センターに関するお問合せメールアドレス】

[kensasental@medi-staffsup.com](mailto:kensasental@medi-staffsup.com)

#### 【添付資料】（各施設種別共通資料）

- ・別添1 検査対象施設種別 ※拡大した対象施設等は職員のみが対象になります。
- ・別添2 検査センター本部・サテライト所在地及びゴールデンウィーク期間の稼働状況について
- ・別添3 高齢者施設等「スマホ検査センター」の利用にあたってのFAQ等
- ・別添4 検査センターの概要
- ・別添5 高齢者施設等「スマホ検査センター」における検査申込マニュアル
- ・別添6 福祉施設等の管理者、職員の皆様へ（新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項）

#### 問い合わせ先

【障がい者支援施設等、障がい者通所サービス事業等】  
大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導G  
電話番号：06-6944-6026

#### 【地域生活支援（促進）事業】

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課地域サービス支援G  
電話番号：06-6944-6652